

千葉県下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県規則第43号

千葉県下水道事業会計規則の一部を改正する規則

千葉県下水道事業会計規則（平成8年千葉県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

下水道営業課 下水道維持課	(1) 諸収入金の収納に 関すること。	を
下水道営業課 下水道施設建設課	(1) 諸収入金の収納に 関すること。	に、
下水道整備課 下水道施設建設課		を
下水道整備課 下水道維持課		に

改める。

別表第2中

下水道営業課 下水道維持課	指名する者	所管に属する事務事業に 係る収入金の収納	を
------------------	-------	-------------------------	---

下水道営業課	指名する者	所管に属する事務事業に係る収入金の収納	に、
下水道施設建設課			

下水道整備課			を
下水道施設建設課			

下水道整備課			に
下水道維持課			

改める。

別表第3中

下水道営業課	うちから企業出納員が	すること。	を
下水道維持課			

下水道営業課	うちから企業出納員が	すること。	に、
下水道施設建設課			

下水道整備課			を
下水道施設建設課			

下水道整備課					に
下水道維持課					

改める。

別表第4勘定科目表費用勘定の表中

			02 貸倒 引当金 繰入額	貸倒引当金として計上す るための繰入額	を

			02 貸倒 引当金 繰入額	貸倒引当金として計上す るための繰入額	に
			03 貸倒 損失	当年度発生した債権が当 年度において貸倒れとな った場合に、貸倒れによ る損失額を債権から直接 減額し、費用処理するも の	

改める。

別表第4勘定科目表共通「節」一覧表の表中

06	賃金	アルバイト賃金等	を
07	報酬	議員報酬、委員報酬、嘱託員報酬	

02	手当	会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する手当等 議員報酬、委員報酬、会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例に基づき、支給する報酬	に、
07	報酬		

38	貸倒引当 金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額	を
----	--------------	--------------------	---

38	貸倒引当 金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額	に
39	貸倒損失	当年度発生した債権が当年度において貸倒れとなった場合に、貸倒れによる損失額を債権から直接減額し、費用処理するもの	

改める。

別表第5 預り保証金の項から預り有価証券の項までを削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第4及び別表第5の規定は、令和2年3月31日から適用する。